

## 一般用医薬品のインターネット等販売規制緩和に反対する意見書

一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直しについては、行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会において検討され、平成23年7月22日に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」に盛り込まれている。

その内容は、安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店によるインターネット・郵便等による販売の可能性を検討するというものである。

現在、医薬品の販売については、薬剤師等の専門家による対面販売が原則とされ、比較的副作用等のリスクの少ない第三類医薬品に限りインターネット等による販売が認められている。

しかし、インターネット販売では、わが国では認められていない医薬品や規制薬物、医薬品まがいの健康食品等の安全性が確保されていないものが販売されることもあり、その危うさが指摘されている。

また、対面販売のように、一般用医薬品の適切な選択と使用に係る情報提供が確保されていないため、誤用・副作用等による健康被害の防止が困難である。

医薬品は、効能効果とともに副作用のリスクを併せ持っており、単に利便性や経済性という面から安易に販売規制を緩和することは、健康被害の発生を招き、国民の生命と健康に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、安全性の確保と適正使用に関する情報提供に十分配慮の上、一般用医薬品の販売については、専門家による対面販売を原則とし、インターネット等による販売の規制緩和を行うことのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

内閣府特命担当大臣（行政刷新）